

産前産後・育児休業中に 受けられる制度



株式会社PMCテクニカ

産前産後休業や育児休業中に受けられる制度について

産休・育休とは

産休：出産予定日の6週間前（双子の場合は14週）から請求できる「産前休業」と出産の翌日から8週間までの「産後休業」のことを指します。

育休：1歳に満たない子供を養育する男女労働者が会社に申し出ることによって休業できる制度です。

出産のために受けられる給付

出産手当金：出産のために働けなかった場合に健康保険から支給される手当金

- ・ 給与の補填^{ほてん}として、標準日額の3分の2が出産の42日前から出産後の56日目まで支給されます。

出産育児一時金：出産の費用について社会保険から支給される補助金
（医療機関から申請可能）

- ・ 出産費用の負担軽減を目的とした制度で1児の出産に対して42万円が支給されます。

※受給の為には健康保険の一定期間の加入が必須となりますが、一時金の場合は健康保険の被扶養者も受給可能です。

育児のための受けられる給付(育児休業給付金制度)

制度の概要：雇用保険の被保険者の方が1歳（両親が同時または交代で取得する場合は1歳2か月。保育所に入所できないなどの場合には最長2歳）に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業の給付を受けることができます。

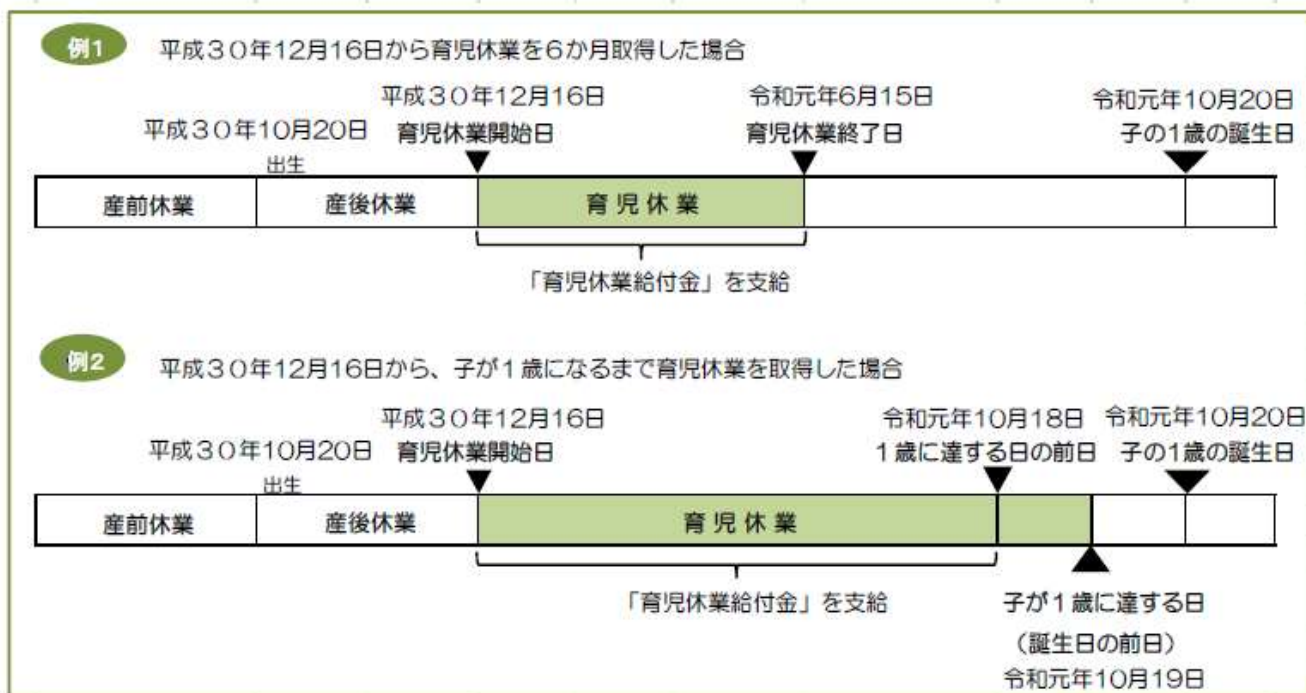
支給対象者：1歳（両親が同時または交代で取得する場合は1歳2か月。保育所に入所できないなどの場合には最長2歳）に満たない子を養育するために育児休業をする雇用保険被保険者の方で、育児休業開始前の2年間に、賃金支払い基礎日数（原則、日給者は各月の出勤日数、月給者は各月の暦日数）が11日以上ある完全月が12か月以上ある方が対象となります。

また、

1. 育児休業期間中の1か月ごとに、休業開始前の1か月あたりの賃金の8割以上の賃金が支払われていないこと
2. 就業している日数が各支給単位期間（1か月ごとの期間）ごとに10日（10日を超える場合は就業していると認められる時間が80時間）以下であること。（休業終了日が含まれる支給単位期間は、就業している日数が10日（10日を超える場合は就業していると認められる時間が80時間）以下であるとともに、休業日が1日以上であること）

以上の要件を満たす場合に支給されます。

支給対象期間：



支給額：

各支給単位期間（育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間）における支給額

$$\text{休業開始時賃金日額}^{(i)} \times \text{支給日数} \times 67\% \text{ (休業開始から6か月経過後は50\%)} \\ \text{(賃金月額)}$$

ただし、事業主から賃金が支払われた場合は、次のようになります。



(i) 休業開始時賃金日額とは原則として、育児休業開始前6か月間の賃金を180日で割った額です。
※賃金月額には上限があります。

(ii) 括弧内の割合は、休業開始から6か月経過後から適用される数字です。

手続き：被保険者が育児休業を開始したときは、雇用している事業主が「雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書」を初回の支給申請を行う日までに事業所の所在地を管轄するハローワークに提出します。ただし、事業主を経由して受給資格の確認と初回支給申請を同時に行う場合は、休業開始日から4か月を経過する日の属する月の末日までに提出することができます。

パパ・ママ育休プラス：

父母ともに育児休業を取得する場合には、一定の要件(※1)を満たせば、子が1歳2か月に達する日の前日までの間に最大1年(※2)まで育児休業が支給されます。なお保育所等に入所できないなどの理由により、子が2歳に達するまで育児休業をする場合には、一定の要件を満たすと、最長で子が2歳に達する日の前日までの期間が育児休業の対象となります。

※1：①育児休業開始日が、当該子の1歳に達する日の翌日以前であること

②育児休業開始日が、配偶者が取得している育児休業期間の初日以後であること

③配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること

※2：母親は、出生日（産前休業の末日となります）と産後休業と育児休業を合わせて1年間です。また父親の場合は、配偶者の出産日当日より育児休業の取得が可能ですが、育児休業を取得できる期間は1年間となります。

《ポイント》

育児休業給付、介護休業給付は非課税です

育児休業期間中、介護休業期間中の雇用保険料の負担はありません

- 育児休業給付、介護休業給付に所得税及び復興特別所得税、住民税はかかりません。
- 控除対象配偶者に該当するかどうかを判定するときの合計所得金額にも含まれません。
- 育児休業給付、介護休業給付を受けている期間中、給与が支払われていなければ、雇用保険料の負担はありません。

産前産後休業・育児休業期間中の社会保険料の免除

- ・事業主が、年金事務所に申出をすることによって、産前産後休業・育児休業等をしている間の社会保険料が、被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除される制度です。また、平成31年4月1日からは、厚生年金保険に加入せず、国民年金だけに加入している方でも、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。

免除期間：産前産後休業期間のうち、妊娠又は出産を理由として被保険者が労務に従事しなかった期間。

育児休業を開始した日が含まれる月から終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間。（ただし、子が3歳に達するまで）

※社会保険料の免除を受けても、健康保険の給付は通常通り受けられます。また、免除された期間分も保険料を納付したとみなされ、将来の年金額に反映されます。

妊娠中・産前産後休暇中・育児休業中の相談窓口を設置しました

制度についてわからないこと、不安に感じていることなどがあれば、お気軽にご相談ください。

相談窓口：管理部（鈴木^{すすき}・横内^{よこうち}） 電話番号：024-933-0024
メール：kanribu@pmct.co.jp



令和元年11月1日（変更・公表）